

市民からの意見聴取における意見について

広報、ホームページ、各共生ステーションで市民からの意見聴取を実施し、1件の意見があった。意見については下記のとおり。

①市の取組に関する意見(質問)

前置き

「条例の検証に伴う意見の募集」ということだが、以下の理由により、「意見」という形では申し上げにくいので、「質問」をさせていただく。私見ではこのような条例の検証とは、条例の制定によって、制定前と比べて、長久手市政の何がどのように変わったのかが具体的に示されて（あるいは市民から示して）、さらにこの変化をどのような方法で、どのように評価するかというプロセスを、検証主体（ちなみに議会は検証主体ではないし、検証主体たる「市民」とは誰なのかも定かではない—21条）が進めることだと思う。しかし、ホームページ(HP)上の「市の取組」資料では、いくつかの実施事業などが書かれているだけで、条例によって何がどう変わったのか示されていないし（私見では、事業の大きな変化はないように思える）、変化をどのような方法で評価するかも示されていない。

したがって、若干の意見をつけながら、変化についての質問させていただくので、何らかの公表できる形で誠実にお答えいただければ（「個別回答はせず」とのことだが、個人に回答していただきたいと言っているのではない）、まさにそれが「市民参加」であり「情報共有」であり、検証プロセスの前提であると思うので、よろしくお願いします。

なお、「市の取組」に書かれなかった取組についての意見・質問は留保する。

ア 「市民主体の計画づくり」についての効果

HPの「市の取組」—「市民参加」では、「市民主体の計画づくり」について書かれているが、条例制定以前の計画づくりと比べて、何かの変化や条例の効果はあったのか、あるいは「市民主体」になったと言えるような市民の変化はあったのか、変化があれば具体的に教えていただきたい。

計画づくりのプロセスにおいて、長久手市では条例制定以前から、比較的ていねいにワークショップやパブコメが実施されてきた。しかし、ワークショップ等で出された意見が計画書に反映された実感できたことは少なかった。市民の意見を基に計画書をこのように変更したと、条例制定後で具体的に示せる事例があれば教えていただきたい。

私見では、近年長久手市で多用されている、あのような形で自由に対話するワークショップ等では、議事録も正確には作成されていないことからもうかがえるが、計画書そのものに反映させることは困難であると思う。そもそも数多い多様な個々の発言によって計画書が書き換えられるとすれば、そちらの方が問題と言えるかもしれない。個々の発言の都合の良いところだけが、つまみ食いされ、「市民の意見をもとに」とうまく利用されるこ

とになりやすい。

条例制定を機会に、「計画づくりに市民を巻き込む」手法を見直してはどうかと思うが、検討するお考えがあれば教えていただきたい。

イ 計画づくり以外への「市民参加」についての効果

計画づくりへの参加以外の点で、「市民参加」の変化・効果はあったのか、あったとすればどのような変化があったのか、具体的に教えていただきたい。

また、計画づくりへの参加以外の行政プロセス（たとえば予算編成、監査など）への、市民参加を進める考えがあるかどうか教えていただきたい。

ウ 「地域共生ステーション」設置による効果と費用

「地域共生ステーション」が設置されて、各小学校区の「地域活動団体」や「市民活動団体」などの活性化に、どのような効果があったのか、具体的に教えていただきたい。

「地域共生ステーション」の利用状況・活動状況は仄聞するが、既存の他の公共施設や地域の集会所等を活用すればやれるようにも思える。「地域共生ステーション」ならではと言える効果があれば、具体的に教えていただきたい。

また「地域共生ステーション」に関する建設費・運営費などの費用を具体的に教えていただきたい。

なお、地域共生ステーションの整備は、この10年余一貫して進めてきた継続事業であるので、条例制定の効果というよりは、現市政の到達点であろう。

エ 「まちづくり協議会」の設立による効果と他の地域活動団体との比較

「まちづくり協議会」が、設立後どのような活動を行ったのか、具体的に教えていただきたい。また、「まちづくり協議会等事業交付金」「まちづくり協議会等運営交付金」が支出されているが、他の地域活動団体への支出との対比も含めて、内容を具体的に教えていただきたい。特に「まちづくり協議会」設立後に、それまで連合自治会等の地域活動団体等が行っていた活動（たとえば夏まつり等）と比べて、どのような変化・効果があったのか教えていただきたい。

また、市民グループなどがまちづくり協議会から資金面での活動支援を受けることはできるのか、できるとすればどのようにして支援が決定され、公正性が開示されるのか教えていただきたい。もしできないとすれば「市民活動団体」(3条(6))には、「まちづくり活動補助金」以外に、どのような資金的な支援の制度があるのか教えていただきたい。

なお、まちづくり協議会の設立もまた、条例制定の効果というよりは、10年余の現市政の到達点であろう。

オ まちづくり協議会は「ネットワーク(型)組織」なのか

まちづくり協議会について、HPでは「・・・ネットワーク化した組織」と説明されている。日本語で言えばヨコの連絡・連携組織くらいの意味だろうか（ちなみに「ネットワ

ーク(型)組織(化)」という言葉には専門的な意味がある)。

しかし、条例 12 条では、たんなる連絡・連携組織とはされていない。概ね小学校区単位の地域で、市民自身が暮らす当該地域のことを考え主体的に実行できるようにする「仕組み」(1 項)であり、「地域のあるべき将来像をつくり、継続的かつ計画的にまちづくりに取り組むよう努める」権限や義務を持つ組織である(3 項)とされている。そのために上記の交付金が交付されるのであろう。

けれども 12 条の条文は解釈しにくく、多義的である。高い理想と期待値をもって 12 条を解釈するならば、かなりしっかりした階層的組織を構築しなければ継続的計画的な「まちづくり」は担えないだろうとも思われる。しかし、所詮は連絡・連携組織以上の高望みはできないのが現実だろうとも思える。まちづくり協議会とはいかなる組織であるのか、上記で金額等を質問した交付金の意義とも関わる。

HP の記述は、元々 12 条は「ネットワーク化した組織」を意味していると解釈しているのか、それとも「まち条例」および「まち条例の解説書」の解釈を変更したものであるのか、どちらであるのか教えていただきたい。

カ 「情報共有」についての効果

「情報共有」について、「市」の情報共有の取組は、条例によってどのような変化・効果があったのか教えていただきたい。情報共有とは単なる広報とは違うはずなので、スマホ用ホームページの事例などはしておく。この条例には、内容が重複していると思うほど情報に関しての規定が多く含まれている(4 条、5 条、16 条、17 条、18 条)。これらの規定に照らして、それぞれどのような変化があったのか、教えていただきたい。

キ 「市民が持つ情報の共有」についての効果

「情報共有」について、「情報共有の原則」4 条(1)では、「市民」も含めて「それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用」するとされている。市民が持つ情報の共有は、条例制定後どのように進んだのか、具体的に教えていただきたい。なお、広報ながくての「わたしのまちづくり」の内容は、選ばれた団体とそのリーダーの活躍を伝えるが、市民が持つ情報のごくごく一部であろう。

これまでも市民の要望として、各種団体の広報紙誌の配布への便宜、市民活動等の広報用ホームページの開設、「広報ながくて」への記事の掲載などが出されてきたと聞か、今後実現へ向けて検討するお考えはあるか。

また、議会を含めて、それぞれが持つ情報が共有されて「活用」(4 条(1))された事例があれば、具体的に教えていただきたい。

ク 「協働」の補助金についての効果

「協働」について、「まちづくり活動補助金」(金額すら書かれていないが)が紹介されている。記憶する範囲ではこの補助金は、内容の若干の変化はあるものの、10 数年前から存在するので、条例制定にもとづく変化とは言えない。この補助金について何か変化があったのであれば教えていただきたい。HP に掲げられた市政 10 周年記念事業は臨時的な

事業であるので、さておく。

条例制定後に起きた最大の変化は、「長久手市補助金等の適正化に関するガイドライン」(R4.3)を制定したことだろう。ガイドラインは、基本的には「将来の市民にも良好な公共サービスを引き継いでいくために、略 課題があり、適切な見直しを行う仕組みが必要である」としている。端的に言えば、補助金等の削減を進めることになったという変化である。この最も大きな変化を検証の重点としない理由を教えてください。

また、このガイドラインで見直すこととなった補助金等の名称、対象団体・事業、金額等を教えてください。また、具体的にどのように見直されるのか教えてください。

ケ 「協働」の「ともに考え行動するまちづくり」への効果

「協働の原則」(4条(3))は、「市民、議会及び市は、互いの立場及び特性を理解しながら、信頼関係を築き、ともに考え行動するまちづくりを進めます」と規定している。つまり、補助金などで協働活動を支えることは重要ではないとも解釈できる。だから、上記のように削減するのかとも勘繰れる。

私見では、協働の意義や原則について、条例のこのような規定は誤りに近いのではないかと考えるが(参考-『あいち協働ルールブック2004』など)、個人的な協働論はさておき、4条がこのように規定したのであれば、4条にしたがってどのように「信頼関係を築き」、「ともに考え行動」し、「まちづくり」の成果が出たのか、具体的に教えてください。それが検証の前提であろう。

② ①以外の条例に関する意見(質問)

ア 条文に照らした検証の必要性

前置きでも書いたが、この条例の検証とは、条例の制定によって制定前と比べて長久手市政の何がどのように変わったのかを評価するプロセスだと考える。条例の内容が市政にどのような影響を与えたかの評価であるから、個々の条文に照らしての検証が必要である。そうしなければ、この条例は期待される原則や理想像・人間像を綴ったものでしかなくなる。繰り返すが、この条例は理想・情緒的願望をつづった部分も多いが、多くの点で具体的な制度・仕組み・目標が作り込まれている。その制度・仕組み・目標の検証を求めている。

検証プロセスを4条の三原則に沿って整理することは、文章のまとめ方の技法にすぎない。この三原則は当然すべての条文に関わっている。たとえば4条の三原則はともに「まちづくり」に結びついているが、条例中「まちづくり」という単語は44カ所登場する。「まちづくり」という単語が入らない条文も、関連条文と合わせて解釈しなければならぬので、「まちづくり」に関係しない条文は無いと言える。つまり「まちづくり」を検証するということは、各条文を検証することと切り離せない。

なお3条(4)の「まちづくり」の定義は、一般的な用語とは程遠いので、この用語法の検証も含めて、個々の条文に照らした検証をお願いしたい。

イ 条例の改正の必要性や手続きについて、行政はどう考えるのか。

アの指摘の一例でもあるが、21条は、きわめて解釈しにくい条文である。検証の主体は誰か（たとえば a 検証の主体たる「市民」とは誰か、b 議会は検証の主体でありうるのか）、c「基本計画の検証及び見直しと連動して行う」（『長久手市みんなでつくるまち条例解説書』）ことが実務的に可能か、d「この条例に沿ってまちづくりが行われているかについて」の検証において条例に沿わない（批判的な）評価は許されるのかなどである。e これらの疑問について、誰が有権解釈するのかさえ不明である。とりあえず例示した a～e の5点について、行政側の解釈を教えてください。

『解説書』では、「検証した結果、条例の内容を改正したり、他の制度の改善等必要な措置を行っていくことが考えられる」としているが、改正する必要があるのか無いのか、誰がどのような手続きで判断・決定するのか。また改正する必要があるのか無いのかについての議会の判断・議決は、どのようなプロセスと手続きで進められるのか、解釈を教えてください。この条例には改正手続きが定められていないので、確認する。

大変失礼であるが、この条例は法令としての練度が低い。独特の用語、不適切な用語が多く、解釈しにくい部分があり、他の法令と抵触していると思われる部分があり、規範というよりは主観的な願望ではないかとさえ思われる記述が含まれる。前述の例以外にも数多い。たとえば改正手続きが定められない、最高規範性を与えられた(2条)条例とは、一体どのような存在と言えるのだろうか。是非条例全般にわたっての改正を検討していただきたい。

ウ 事務的に改正プロセスを進める時間が無い場合の対応について

ア、イで指摘したように、この検証は個々の条文に照らして、改正の必要性の有無を含めて、検証プロセスを進めるべきである。ところが、「第1回 みんなでつくるまち条例検証会議」（2022.3）では、「2023年2月までに、4回開催で」結論を得たいとのスケジュールが示されている。結論を急ぐどのような事情があるのか分からないが、個々の条文の改正の必要性の有無を含めた検証がなされるとは思えない。

もしも仮に、「検証の結果、条例の改正の検討は必要がない」という主旨の結論が報告されるとしたら、極めて憂慮すべき事態となる。そもそも硬性の強い条例であるので、慎重な議論を経ないまま改正の検討の必要性を認めないという前例が作られれば、将来にわたって大きな改正はできなくなってしまうだろう。なにしろ、改正手続きがない「最高規範」である。議会では10対7で議決されたが、反対が少なくなかった条例であるから、だからこそ、「永久に変えさせない」という影響を将来にわたって残してしまうことにもつながり、大きな問題である。

もし何かの事情で、改正を含む検証の時間が実務的に取れないのであれば、「課題は多々指摘されるが、改正は議論を積み重ね、市民と議会の賛成を得る必要があるので、別に検討の場を設置する」という主旨の報告としていただくよう切望する。